

三原市農業委員会 9 回定例総会議事録

1. 開会日時・場所

日時 令和3年9月24日(金) 午後2時00分  
場所 三原市役所3階 301・302会議室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員 17名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	—	2番	寶田 清隆	3番	新庄 實雄
4番	佐々木 昭和	5番	井長 哲	6番	阪井 瑞枝
7番	橋本 宏明	8番	信藤 延夫	9番	上田 励二
10番	堀本 隆司	11番	山口 郁恵	12番	久留本 忠美
13番	河村 博	14番	—	15番	今田 正道
16番	郷谷 幸男	17番	林 壽彦	18番	山口 龍子
19番	武郷 勝巳				

欠席委員

1番	田坂 友彦	14番	花山 哲男
----	-------	-----	-------

3. 議事録署名人

9番	上田 励二	13番	河村 博
----	-------	-----	------

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長	岡 泰彦	係長	東 徹	主任	茂見 鉄平	主事	檀上 周
農林水産課	専門員	崎原 明俊	主任主事	浅沼 真実	主事	河野 夏月	

5. 審議事項

第67号議案	農地法第3条の規定による許可申請について
第68号議案	農地法転用許可後の事業計画変更承認申請について
第69号議案	農地法第5条の規定による許可申請について
第70号議案	非農地証明申請について
第71号議案	農用地利用集積計画について
第72号議案	農用地利用集積計画について
第73号議案	農用地利用配分計画について
第74号議案	三原農業振興地域整備計画の変更について
第75号議案	農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積」の定めについて
第76号議案	三原市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の改正について
第77号議案	農地法関係事務処理要綱の改正について
第78号議案	三原市農地改良届指導要綱の改正について
第79号議案	農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第17条第2項に規定する別段面積の特例区域設定要綱の改正について
第80号議案	三原市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の改正について

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は19名中、17名で定足数に達しておりますので、第9回総会は成立しております。

議長 なお、1番 田坂委員、14番 花山委員から欠席する旨、通告がありましたので報告します。

会議規則第 16 条の規定により、議長において議事録署名者に 9 番 上田委員、13 番 河村委員を指名します。

議長 はじめに、本日の総会の運営についてお諮りします。  
新型コロナウイルス感染症に関して、現在、広島県に緊急事態宣言が発出されています。  
このため、総会の運営について第 8 回定例総会と同様に、地元委員の調査報告等を省略した議事進行をすることについて、賛同いただける方の挙手をお願いします。

議長 挙手全員であります。  
よって、地元委員の調査報告等を省略した議事進行で本日の総会を運営します。

それでは、これから申請に基づく議題に入ります。

議事日程は、日程第 1 を第 67 号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど事務局から提案のありましたように、日程第 5 第 71 号議案から日程第 8 第 74 号議案を先に審議します。

議案書をご覧ください。

議長 日程第 5 第 71 号議案を上程します。  
「農用地利用集積計画」について、三原市長から決定を求められるものです。  
第 71 号議案に係る資料 71 の第 1 番から第 166 番について審議します。  
本議案は、「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の「議事参与の制限」の規定により 2 回に分けて審議しますが、最初に全体計画の説明を受けた後、個別の案件について審議します。  
担当者の説明を求めます。

事務局 それでは、第 71 号議案 農用地利用集積計画について説明いたします。  
この農用地利用集積計画の決定は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定にもとづき、三原市長からの令和 3 年 9 月 6 日付け文書番号第 1501 号によって決定を求めるものです。

今回、利用権設定を計画する農用地は、議案書 11 ページの中段に記載の「地域別面積集計表」に記載しております。

〇〇地域で、件数 29 件、筆数 57 筆、面積 61,028 m<sup>2</sup>

〇〇地域で、件数 12 件、筆数 33 筆、面積 27,460 m<sup>2</sup>

〇〇地域で、件数 20 件、筆数 56 筆、面積 90,883 m<sup>2</sup>

〇〇地域で、件数 7 件、筆数 20 筆、面積 49,301 m<sup>2</sup>

合計で 68 件、166 筆、面積 228,672 m<sup>2</sup>の農用地利用集積計画が提出されています。

利用権を設定する農用地については、資料 71 の 1 ページから 12 ページに記載しており、利用権の開始予定日は全て令和 3 年 10 月 1 日です。

全体説明は以上です。

議長 これからは、個別に審議します。  
はじめに、資料 71 の第 31 番及び第 34 番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議長 それでは、担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明します。  
〇〇地域で件数 2 件、筆数 2 筆、面積 4,033 m<sup>2</sup>、農地の受け手は農事組合法人〇〇です。  
以上で説明は終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

- 議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。  
ただ今審議しました農用地利用集積計画は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。  
よって、資料 71 の第 31 番及び第 34 番については、原案のとおり承認決定されました。  
〇〇番委員は入室してください。  
  
・・・委員入室・・・
- 議 長 続いて、資料 71 の第 31 番及び第 34 番を除く、第 1 番から第 166 番を審議します。  
それでは担当者の説明を求めます。
- 事務局 それでは説明します。  
〇〇地域で、件数 27 件、筆数 55 筆、面積 56,995 m<sup>2</sup>、〇〇地域で、件数 12 件、筆数 33 筆、面積 27,460 m<sup>2</sup>、〇〇地域で件数 20 件、筆数 56 筆、面積 90,883 m<sup>2</sup>、〇〇地域で件数 7 件、筆数 20 筆、面積 49,301 m<sup>2</sup>、農地の受け手は農用地利用集積事業計画のとおりです。  
以上で説明は終わります。
- 議 長 担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
  
・・・「異議なし」の声あり・・・
- 議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。  
ただ今審議しました農用地利用集積計画は、原案のとおり承認決定する事について、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。  
よって、農用地利用集積計画について、資料 71 の第 1 番から第 166 番は、全て原案のとおり承認決定されました。
- 議 長 次に日程第 6 第 72 号議案を上程します。  
「農用地利用集積計画」について、三原市長から決定を求められるものです。  
第 72 号議案に係る資料 72 の第 1 番から第 3 番について審議します。  
それでは、担当者の説明を求めます。
- 事務局 それでは議案書 12 ページをご覧ください。第 72 号議案 農用地利用集積計画について説明します。  
この農用地利用集積計画につきましては、農地中間管理機構を活用し、農業経営基盤強化促進法の規定により利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により決定を求めるものです。  
今回、農地の貸し手から農地中間管理機構に利用権設定を計画する農用地は議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。  
〇〇地域から件数 3 件、筆数 3 筆、面積 6,092 m<sup>2</sup> が提出されています。  
なお、利用権を設定する農用地については、資料 72 の 2 ページに記載しています。  
今回の利用権設定については、申請者からの申し出に基づくものです。  
以上で説明を終わります。
- 議 長 担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
  
・・・「異議なし」の声あり・・・
- 議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。  
本案は原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

- 議 長 挙手全員であります。  
よって、農用地利用集積計画について、資料 72 の第 1 番から第 3 番は、原案のとおり承認決定されました。
- 議 長 次に日程第 7 第 73 号議案を上程します。  
「農用地利用配分計画」について、三原市長からの諮問です。  
第 73 号議案に係る資料 73 の農用地利用配分計画、第 1 番から第 3 番について審議します。  
担当者の説明を求めます。
- 事務局 それでは議案書 13 ページをご覧ください。第 73 号議案 農用地利用配分計画の諮問について説明します。  
該当する農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農地中間管理機構から農地の受け手に対して農地の貸し付けを行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により意見を求めるものです。  
今回、農地の受け手に対して貸し付けを計画する農用地は、議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。  
〇〇地域から件数 1 件、筆数 3 筆、面積 6,092 m<sup>2</sup>について意見を求めます。  
利用権を設定する農地については、資料 73 の 2 ページに記載しておりますのでご覧ください。  
以上で全体説明を終わります。
- 議 長 担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
  
・・・「異議なし」の声あり・・・
- 議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。  
本案は原案のとおり承認することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。  
よって、農用地利用配分計画について、資料 73 の第 1 番から第 3 番は、原案のとおり承認されました。
- 議 長 次に日程第 8 第 74 号議案を上程します。  
三原農業振興地域整備計画の変更について、三原市長から諮問を求められるものです。  
第 74 号議案に係る資料 74 の第 1 番から第 27 番について審議します。  
それでは、担当者の説明を求めます。
- 事務局 議案書 14 ページをお開きください。第 74 号議案「三原農業振興地域整備計画の変更について」の諮問について説明いたします。  
この三原農業振興地域整備計画の変更は、「農業振興地域の整備に関する法律」によるものであり、三原市長から、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、令和 3 年 9 月 10 日付け文書番号三農水第 1616 号にて意見を求めるものです。  
先日、議案書とともに送付いたしました「資料 74」をご覧ください。  
三原農業振興地域整備計画変更の農用地区域除外申請等について説明します。資料 74 の 1 ページから 8 ページをご覧ください。こちらに農用地区域除外申請及び農業委員会から行われた非農地通知によるもの、計 27 件を記載しています。面積は合計 50,799.48 m<sup>2</sup>となっております。  
地域別では、〇〇地域が 7 件で 15,562.91 m<sup>2</sup>、〇〇地域が 6 件で 18,873.00 m<sup>2</sup>、〇〇地域が 5 件で 6,293.00 m<sup>2</sup>、〇〇地域が 10 件で 10,070.57 m<sup>2</sup>となっております。  
件数については、〇〇地域、〇〇地域は、非農地通知によるもの 1 件が重複して含まれております。  
27 件のうち、第 1 種農地は 16 番と 22 番です。予定用途について、16 番は資材置場となっており、既存施設の拡張にあたります。22 番は車庫となっており、集落接続の条件に該当しております。

16番と22番は、第1種農地の不許可の例外に該当するものになります。残る申請はすべて第2種農地となっております。

続きまして、資料74の3ページから8ページをご覧ください。記載しております沼田西町松江地区及び本郷町南方地区につきましては、長期間耕作しておらず、山林・原野化に伴い、農業振興地域整備計画からの削除を行なうものです。削除する農地は77筆、面積は28,750.91㎡になります。

以上で、第74号議案「三原農業振興地域整備計画の変更」の諮問について説明を終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

・・・「異議なし」の声あり。・・・

議長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。  
三原農業振興地域整備計画の変更について、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手多数であります。  
よって、三原農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり承認されました。  
ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので退席します。お疲れ様でした。

議長 次に日程第1 第67号議案を上程します。  
農地法第3条の規定による許可申請について、第79件から第85件を審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書1ページをご覧ください。農地法第3条による許可申請について説明します。  
申請件数は7件で、全て所有権の移転を行うものです。  
第79件は、第8回総会で「別段面積の特例区域」が設定された農地です。  
申請案件は、全て農地法第3条の許可要件を満たしています。  
農地法第3条による許可申請の説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。  
農地法第3条の規定による許可申請、第79件から第85件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。  
よって、農地法第3条の規定による許可申請の本案は、原案のとおり許可決定することに決しました。

議長 次に日程第2 第68号議案を上程します。  
転用許可後の事業計画変更承認申請について、第8件を審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5ページをお開きください。第68号議案 転用許可後の事業計画変更承認申請について説明します。

申請件数は1件です。

内容は、太陽光発電施設用地に転用するため、株式会社〇〇が令和3年4月26日付で農地法第5条許可を受けた農地について、新型コロナウイルス感染症の影響により本業の業績が伸びず、転用事業の実施資金を他の目的に使用することとしたことから、株式会社〇〇に事業を継承するものです。

事業計画変更後の農地転用については、第69号議案 農地法第5条の規定による許可申請第99件において審議いただきます。

転用許可後の事業計画変更承認申請についての説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。  
転用許可後の事業計画変更承認申請、第8件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。  
よって、転用許可後の事業計画変更承認申請の本案は、原案のとおり承認決定をすることに決しました。

議長 次に日程第3 第69号議案を上程します。  
農地法第5条の規定による許可申請について、第92件から第99件を審議します。

事務局 議案書6ページをお開きください。第69号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

申請件数は8件で、転用目的の内訳は、宅地3件、太陽光発電施設4件、資材置場1件です。

許可基準は、いずれも、農地法第5条第2項第2号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

なお、第92件は、許可を得ることなく、無断で宅地に転用していることから、始末書の提出を求めて提出されています。

農地法第5条に係る許可申請についての説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。  
農地法第5条の規定による許可申請、第92件から第99件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。  
よって、農地法第5条の規定による許可申請の本案は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長 次に日程第4 第70号議案を上程します。  
非農地証明申請について、第30件から第37件を審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書8ページをお開きください。第70号議案 非農地証明申請について説明します。  
申請件数は8件です。第35件は人工潰廃により20年以上経過したもので、墓地として申請されています。その他の案件は、いずれも長期間耕作放棄され、現況地目：山林または原野として申請されています。

非農地証明申請についての説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。

非農地証明申請，第 30 件から第 37 件について，原案のとおり賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。  
よって，非農地証明申請については，申請のとおり決しました。

議 長 次に日程第 9 第 75 号議案を上程します。  
農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積」の定めについて第 14 件から第 15 件を審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 15 ページをご覧ください。第 75 号議案 農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積」の定めについて説明します。  
第 14 件は，特例区域の設定基準「担い手への農地集積が見込まれず，かつ，荒廃農地又は将来荒廃農地となるおそれがある農地であること」に該当します。  
第 15 件は，特例区域の設定基準「空き家に付随する農地であること」に該当します。  
農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積」の定めについての説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり。・・・

議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。  
本議案に賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。  
よって，「農地法第 3 条第 2 項第 5 号及び農地法施行規則第 17 条第 2 項に規定する別段面積の特例区域設定要綱」に基づく特例区域は，原案のとおり決しました。

議 長 次に日程第 10 第 76 号議案を上程します。  
三原市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の改正について審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 16 ページをご覧ください。第 76 号議案 三原市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の改正について説明いたします。  
この改正は，各種国通知改正の押印廃止に伴い，規則を改正するものです。  
改正は，各種様式の押印欄の削除です。  
なお，「規則の改正」について，本日の審議で議決されましたら，令和 3 年 9 月 24 日に施行し，令和 3 年 10 月 1 日から施行する予定です。  
三原市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の改正についての説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は，挙手願います。

議 長 挙手全員であります。  
よって，本議案は原案のとおり決しました。

議 長 次に日程第 11 第 77 号議案を上程します。  
農地法関係事務処理要綱の改正について審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 17 ページと資料 77 をご覧ください。第 77 号議案 農地法関係事務処理要綱の改

正について説明いたします。

はじめに議案の訂正をお願いします。議案書 17 ページと 18 ページが同じものが掲載されていますので、18 ページの削除をお願いします。申し訳ありませんでした。

この改正は、広島県が示す「農地法関係事務処理ガイドライン」が改正されたことに伴い、三原市の事務処理要綱を改正するものです。

改正の概要については、「資料 77」の 1 ページ開いた裏面をご覧ください。

大きな改正点は、6 番の申請書類等の押印の廃止です。今後は窓口での本人確認、申請後の電話確認などで対応していきます。

なお、「農地法関係事務処理要綱の改正」については本日の審議で議決されましたら、令和 3 年 9 月 24 日付で施行し、令和 3 年 10 月 1 日から適用する予定です。

農地法関係事務処理要綱の改正についての説明は以上です。

議 長 本人確認はどうするのですか。

事務局 申請時の窓口での確認として、本人が来られたかどうかは、免許証等の身分証明書で確認をさせていただきます。代理の方が申請されたり、押印がいらないのでメールで申請されるといった場合は、本人に電話をして確認をさせてもらうということになります。

議 長 マイナンバーカードも必要ですか。

事務局 マイナンバーカードも本人確認書類として有効です。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
ほかに質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

議 長 挙手全員であります。  
よって、本議案は原案のとおり決定することに決しました。

議 長 次に日程第 12 第 78 号議案を上程します。  
三原市農地改良届指導要綱の改正について審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 19 ページをご覧ください。第 78 号議案 三原市農地改良届指導要綱の改正について説明いたします。

この改正は、各種国通知改正の押印廃止に伴い、要綱を改正するものです。

改正は、各種様式の押印欄の削除です。

なお、要綱の改正について、本日の審議で議決されましたら、令和 3 年 9 月 24 日に施行し、令和 3 年 10 月 1 日から施行する予定です。

三原市農地改良届指導要綱の改正についての説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

議 長 挙手全員であります。  
よって、本議案は原案のとおり決定することに決しました。

議 長 次に日程第 13 第 79 号議案を上程します。

農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条第2項に規定する別段面積の特例区域設定要綱の改正について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書20ページをご覧ください。第79号議案 農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第17条第2項に規定する別断面面積の特例区域設定要綱の改正について説明いたします。

この改正は、要綱の名称の変更と、各種国通知改正の押印廃止に伴い、要綱を改正するものです。

改正は、「三原市別段面積の特例区域設定要綱」に改め、各種様式の押印欄の削除です。

なお、要綱の改正について、本日の審議で議決されましたら、令和3年9月24日に施行し、令和3年10月1日から施行する予定です。

農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第17条第2項に規定する別断面面積の特例区域設定要綱の改正についての説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長

異議なしと認めます。これより採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、本議案は原案のとおり決定することに決しました。

議長

次に日程第14 第80号議案を上程します。

三原市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の改正について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書21ページをご覧ください。第80号議案 三原市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の改正について説明いたします。

この改正は、農地移動適正化あっせん事業実施要領の運用についての一部改正及び各種国通知改正の押印廃止に伴い、基準を改正するものです。

改正は、経営体育成支援事業、経営体育成支援計画、農地利用集積円滑団体の文言の削除及び各種様式の押印欄の削除です。

なお、基準の改正について、本日の審議で議決されましたら広島県知事に認定申請し、認定を受けた日から施行し適用する予定です。

三原市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の改正についての説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長

異議なしと認めます。これより採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、本議案は原案のとおり決定することに決しました。

議長

以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。

事務局の説明を求めます。

事務局

1 農地法関係諸証明事務等について

○農地法第3条の3第1項(権利取得の届出) 1件

○農地法第4条の規定による農地転用届出受理 2件

- 農地法第5条の規定による農地転用届出受理 1件
- 農地法第5条の規定による許可不要案件 1件
- 農地改良届出受理 1件
- 登記官等からの農地転用事実に関する照会 1件

2 その他

- 今後の日程

令和3年第10回定例総会 10月25日(月)14時

議長

その他、何かありませんか。

無いようなので、これもちまして総会を終了します。

ご苦労さまでした。